

①特殊検診項目

産業衛生関連検査は、有機溶剤作業者、鉛作業者を対象として、体内に有機溶剤や鉛がどの程度取り込まれているかを定期的にチェックする事を主な目的としているため、結果の評価については、正常・異常の鑑別を目的としたものではなく、作業環境を含めた総合的な判断が必要とされています。

測定値については、下記のACGIH(American Conference of Governmental Industrial Hygienists)に基づく厚生労働省による「分布」を参照してください。

有機溶剤の名称	検査内容	単位	分布		
			1	2	3
トルエン	尿中馬尿酸	g/L	1以下	1超	2.5以下
キシレン	尿中メチル馬尿酸	g/L	0.5以下	0.5超	1.5以下
ノルマルヘキサン	尿中2.5—ヘキサンジオン	mg/L	2以下	2超	5以下
N,N—ジメチルホルムアミド	尿中N—メチルホルムアミド	mg/L	10以下	10超	40以下
テトラクロルエチレン	尿中トリクロル酢酸	mg/L			
	尿中総三塩化物	mg/L			
1,1,1—トリクロルエタン	尿中トリクロル酢酸	mg/L	3以下	3超	10以下
	尿中総三塩化物	mg/L	10以下	10超	40以下
トリクロルエチレン	尿中トリクロル酢酸	mg/L			
	尿中総三塩化物	mg/L			

鉛関連	血液中鉛	μg/dL	20以下	20超	40以下	40超
	尿中δアミノレブリン酸	mg/L	5以下	5超	10以下	10超
	赤血球遊離プロトポルフィリン	μg/dLRBC	100以下	100超	250以下	250超

有機溶剤等健康診断結果報告書(有機溶剤中毒予防規則、様式第3号の2)
鉛健康診断結果報告書(鉛中毒予防規則、様式第3号)より

②検体採取時期

有機溶剤関連

測定する項目	使用している有機溶剤	採尿の方法
馬尿酸	トルエン	
メチル馬尿酸	キシレン	
マンデル酸(EB)	エチルベンゼン	
スチレン代謝物	スチレン	
2.5—ヘキサンジオン	ノルマルヘキサン	
N—メチルホルムアミド	N,N—ジメチルホルムアミド	
総三塩化物 または トリクロル酢酸	テトラクロルエチレン 1,1,1—トリクロルエタン トリクロルエチレン	(注) 連続した作業日の2日目以降の当該作業終了2時間前に一度排尿して捨てる。 作業終了時採尿して所定の容器に必要量を入れて提出する。

(注)「作業終了時」とは、例えば9時から17時まで有機溶剤業務に従事している労働者の場合、15時に排尿して測定に用いる尿は17時に採取する事を「作業終了時」の排尿とします。



鉛関連

採取時期は、当該する作業に従事している期間であれば、任意の時期で差し支えありません。